

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
<p style="text-align: center;">森林室 森林整備課</p>	<p style="text-align: center;">興部森林整備事業</p>	<p style="text-align: center;">令和5年8月29日</p>	<p style="text-align: center;">興雄地区森林育成協同組合 紋別郡興部町字秋里44番地 の7</p>	<p style="text-align: center;">16,060,000</p>	<p>育林事業及び治山事業に係る造林の請負契約(以下「造林契約」という。)において、広範囲にわたる施工場所の地拵、植栽、補植、下刈、追肥、つる切、除伐、保育間伐、枝打、虫害駆除、野鼠等駆除及び作業道整備に係る造林契約について、多様な作業内容の効率化の観点から、総合的、かつ、一体的に施工される場合に、当該造林契約を履行できる者が他にいないものと明らかに認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約) ・北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項(2) ・道有林野事業における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)第1項(二)の適用について(平成9年4月1日経営第32号) 	